

日本看護系大学協議会著作物を転載・使用する上でのご注意

一般社団法人日本看護系大学協議会が有する著作物の転載・使用については申請が必要です。

許諾願に記載した内容については本協議会で判断させていただきますが、諾否判断については原則約1週間を要します（内容によってはその限りではございません）。

転載・使用に関して、本協議会著作物の内容について誤解を与えたり、本協議会の理念および活動目標に照らして適切でない内容を含む、あるいは正当の利用の範囲を超えるものと本協議会が判断した場合は許可をいたしません。

なお、著作権法を遵守した引用は申請不要です。

■順守事項

（違反とみなした場合は、使用許可の取消や、損害賠償を請求させていただく場合もあります。）

- ①利用は許諾願に記された1回だけとし、他に転用しないこと。
- ②政治、宗教活動などに利用しないこと。
- ③営利行為を目的としないこと。
- ④著作権、人権、肖像権、商標権などを侵害しないこと。
- ⑤出典を下記「転載・使用の記載について」に則り明示すること。
- ⑥その他、著作物の利用に当たっては本協議会の指示に従うこと。

■転載・使用の記載について

本文内もしくは注釈（欄外等含む）、図表の場合はその近接する箇所へ、本協議会著作物からの転載・使用の旨を明示すること。なお、出典の記載方法について別途定めがある場合はそれに従い、本協議会著作物からの転載・使用の旨を明示すること。

○記載する内容は、原則下記とする。

- ・本協議会名
- ・資料名
- ・資料公表年（年月日）

○本協議会名は「一般社団法人日本看護系大学協議会」、
「（一社）日本看護系大学協議会」、「日本看護系大学協議会」の
いずれかにて記載すること。

○資料名は、省略したり加工したりせず、正式名称を記載すること。

○資料公表年の西暦・和暦はどちらでも構わない。月日は省略することができる。